

山梨県公報

第二千七百四十三号

平成二十九年

十一月六日

月 曜 日

目次

- 道路の区域変更……………七〇九
- 道路の供用開始(二件)……………七〇九
- 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………七〇九
- 公 告
- 争議行為予告通知の受理……………七二〇
- 都市計画の変更図書の縦覧……………七二〇

告示

山梨県告示第三百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷲宿上曾根線
- 三 道路の区域

区 間	旧 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
笛吹市芦川町鷲宿字里道官有無番地地先から 笛吹市芦川町鷲宿字里道二二五番二〇地 先まで	一〇〇 二・三	一五五・八 一五七・六

新 一・〇〇 一・〇〇 一五七・六

山梨県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	鷲宿上曾根線	笛吹市境川町寺尾字小黒沢二六八一番一地从先から 笛吹市境川町寺尾字中原二六九七番一地从先まで	一六七・七	平成二十九年十一月六日

山梨県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	鷲宿上曾根線	笛吹市芦川町鷲宿字里道官有無番地地先から 笛吹市芦川町鷲宿字里道二二五番二〇地从先まで	一五七・六	平成二十九年十一月六日

山梨県告示第三百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十一月六日

- 一 認定番号 山梨県指令建住第三千二百九十六号―一
- 二 認定対象区域 甲斐市龍地字空間三千六百三十六番一及び三千六百三十七番七
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長新藤秀樹から次のとおり争議行為を行う旨平成二十九年十月二十四日付けで通知があった。

平成二十九年十一月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 事件 次の要求事項に関する件

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員
 - 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
 - 3 長時間・二交替制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現
- 二 日時 平成二十九年十一月十日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。
- 三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
- 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
- 笛吹市御坂町八千蔵五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
- 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
- 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
- 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 ますほ共立診療所
- 甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーションすずかけ
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ

- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター
 - 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ
 - 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ
 - 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ
 - 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ
 - 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ
 - 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ
 - 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ
 - 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 - 甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ
 - 甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ
 - 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター
 - 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり
 - 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい
 - 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 ますほ共立診療所デイサービスふると
 - 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし
 - 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし
 - 大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ
 - 甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 - 甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから
 - 南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその
 - 甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ
- 以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場
- 四 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画公園
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番